

## 第2回次期埼玉県地域クラブ活動推進計画策定有識者会議

期 日 令和 7 年12月23日(火)  
時 間 午前9時から午前10時30分まで  
場所等 Microsoft Teams 会議

### 次 第

#### I 開会

#### II 挨拶

#### III 説明

- 1 次期埼玉県地域クラブ活動推進計画策定有識者会議(第1回)委員の意見まとめ
- 2 埼玉県地域クラブ活動推進計画(令和5年度から令和7年度)に係る取組の評価
- 3 国の動向

#### IV 協議

- 4 次期埼玉県地域クラブ活動推進計画(令和8年度から令和10年度)の構成案
- 5 次期埼玉県地域クラブ活動推進計画(令和8年度から令和10年度)の骨子案

#### V 諸連絡

#### VI 閉会

# 第2回 次期埼玉県地域クラブ活動推進計画策定有識者会議 会議資料

令和7年12月23日

## 第2回 次期埼玉県地域クラブ活動推進計画策定有識者会議

### 本日の説明事項・協議

- 1 次期埼玉県地域クラブ活動推進計画策定有識者会議（第1回）委員の意見まとめ【説明】
- 2 埼玉県地域クラブ活動推進計画（令和5年度から令和7年度）に係る取組の評価【説明】
- 3 国の動向【説明】
- 4 次期埼玉県地域クラブ活動推進計画（令和8年度から令和10年度）の構成案【協議】
- 5 次期埼玉県地域クラブ活動推進計画（令和8年度から令和10年度）の骨子案【協議】

# 1 次期埼玉県地域クラブ活動推進計画策定有識者会議（第1回）委員の意見まとめ

## 有識者会議①

- 県内各市町村が地域クラブ活動を展開するにあたり、県が具体的かつ明確な(地域展開に関する)計画・支援を示す等して、リーダーシップを発揮してほしい。
- 取組が進んでいる自治体と進んでいない自治体の差が開くと、現場で働く教員の働き方も地域差が生じる等の影響も出ることから、全県的な推進が必要。
- 保護者負担や、指導者の確保等、非常に難しい問題がたくさん山積みになっている。実行期間は県には十分に対応していただきたい。
- 県の「部活動数」についても、現時点でどれだけ展開が進んでいるのかを早急に調査をして、今後の次期の計画に反映してほしい。
- 各評価項目ともに目標値がわからないので評価ができない。実行期間に入れば明確に目標値を定めて成果を出していかなければならない。
- 取組が進んでいる都道府県は、県主催の会議等に必ずその市町村の担当者が参加して、他市町村との情報交換を上手く行って、進めている。市町村の担当者が更に(好事例等の)情報を共有できるような場の構築に力をいれる必要がある。
- 次の計画の骨子案では、子供たちや保護者の方々がこういった悩みを抱えているのか、こども会議の情報(データ)を踏まえた議論を行いたい。

# 1 次期埼玉県地域クラブ活動推進計画策定有識者会議（第1回）委員の意見まとめ

## 有識者会議②

- 学校の保護者、生徒たちの声が出てきていない。当事者である子供たちの思いや意見を、計画の評価に盛り込んでほしい。
- 指導者の研修については、先日、国が行った有識者会議でも、都道府県が主導するケースが増えてきていると伺っている。指導者研修等、人材をテーマに関連した取組は特に県がリーダーシップをとって充実してほしい。
- 部活動指導員や外部指導員についても、「指導者の質の保障と量の確保」の箇所に（地域展開につながる取組として）入れ込んでほしい。
- 実証事業を行う上では、推進計画の有無が非常に重要。今後、検証を進める上で「推進計画」の有無について（評価等の）観点として考慮してほしい。
- 県や市の公益財団所有の文化施設をぜひ地域展開の場として使えないか、声がけしてほしい。指定管理者、施設指定管理者になっている団体に、協力してほしいという話をしていけば、公共文化施設の役割も大きくなる。
- 国の補助制度は、県が予算措置をしないと国の（補助）予算も措置されない。「保護者負担の軽減」については、国要望だけでなく「県としての財政措置も検討する必要がある」という文言を入れていただきたい。
- 吹奏楽連盟の会長として、楽器等の備品の管理、修繕についての市町村、県の考え方を次期計画に盛り込んでほしい。予算的な措置が絶対的に不足しているので、新たな計画を立てる際には、取組の中に盛り込む必要がある。

## 2 埼玉県地域クラブ活動推進計画（令和5年度から令和7年度）に係る取組の評価

### （1）県内市町村における休日の中学校部活動の地域展開状況

#### A 地域展開を実施している市町村数

令和5年度…16市町

令和6年度…22市町

令和7年度…29市町

#### B 休日の地域展開が完了済みの部活動数の割合

休日に活動している運動部活動数：3,543

休日の地域展開を完了済みの運動部活動数：35

※休日の地域展開の完了率（運動部）0.98%

休日に活動している文化部活動数：572

休日の地域展開を完了済みの文化部活動数：6

※休日の地域展開の完了率（文化部）1.04%

## (2) 県の取組に関する現状と課題

### ア 関係者間の連携体制の構築等

①主な取組実績	②取組に関する現状	③課題
◆県地域クラブ活動推進協議会の開催 ・令和6年度 2回 開催 ・令和7年度 1回 開催(R7.11月末時点)	○協議会や検討委員会等を設置している市町村数 57市町(R7.11月末時点)	地域クラブ活動に協力を得られる人材や団体が不足している等の理由から、計画の策定等まで進められていない市町村も多い。庁内関係部局や大学、民間企業等を含めた更なる連携体制の構築が必要。

### イ 関係団体等との連携

①主な取組実績	②取組に関する現状	③課題
◆地域ミーティングの開催 ・令和6年度 13回 開催 ・令和7年度 5回 開催予定	○地域ミーティングの参加人数、参加市町村数 参加人数 : 284名 参加市町村数 : 103市町村 参加団体数 : 55団体	いまだ多くの市町村では「地域クラブ活動の実施主体や指導者の確保」を地域展開の課題として挙げていることから、関係団体等との更なる連携が必要。

### ウ 県民・関係者等の理解促進

①主な取組実績	②取組に関する現状	③課題
◆地域クラブ活動シンポジウムの開催 ・令和6年度 2回開催 ・令和7年度 2回開催予定  ◆ポスターの掲示、リーフレット配布 ・県内全小中学校(さいたま市除く)等へ配布	○地域クラブ活動シンポジウムにおける パネルディスカッションの参加者数(全2回) 対 面:115名参加 WEB:101名参加  ○こどものこえアンケート(未就学児の保護者、小・中・高の子供1,861人が回答) 「部活動の地域移行(展開)」という言葉を知ったことがありますか。 聞いたことがあり、どのようなことか知っている : 15.7% 言葉だけは聞いたことがある : 20.6% 聞いたことがない(このアンケートで初めて聞いた): 63.7%	地域展開を開始していない自治体を含めた全県的な理解促進を図る必要がある。

## エ 指導者の質の保障と量の確保

①主な取組実績	②取組に関する現状	③課題
<p>◆指導者人材バンクの設置 「埼玉県地域クラブ活動等指導者人材バンク」を令和6年3月に設置</p>	<p>○人材バンク登録者・照会件数 登録者数 運動・スポーツ:59名 文化:19名 照会件数 令和6年度:3件(3人) 令和7年度:2件(2人)</p>	<p>今後は新たな国ガイドラインで示された指導者の認定要件等を踏まえ、人材バンクの在り方を含めた、指導者の質の保障と量の確保に向けた対応策の検討が必要。</p>

## オ 教師等の兼職兼業

①主な取組実績	②取組に関する現状	③課題
<p>◆兼職兼業に係る基準や手続き等の周知 地域クラブ活動に関する兼職兼業の取扱いについて、令和6年に市町村教育委員会及び県立学校へ通知発出</p>	<p>—</p>	<p>今後の地域クラブ活動に係る兼職兼業制度が適切に運用されるよう、運営団体・実施主体も含め、周知に努める必要がある。</p>

## カ 保護者等の負担軽減

①主な取組実績	②取組に関する現状	③課題
<p>◆保護者負担の軽減につながる手法の周知 クラウドファンディング等の手法を市町村に紹介 ◆国への要望 経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用等に対する財政支援について、国へ要望</p>	<p>—</p>	<p>現在、国において、「費用負担の在り方について」が議論中のため、今後、国が示す方針を踏まえた検討が必要である。</p>

## キ 市町村の取組の支援

①主な取組実績	②取組に関する現状	③課題
<p>◆市町村訪問の実施 52市町村(実証事業未実施の市町村を中心)への訪問</p>	<p>○実証事業の参加市町村数 令和6年度…22市町 令和7年度…29市町  ○協議会や検討委員会等を設置している市町村数 57市町(R7.11月末時点)</p>	<p>全ての市町村が地域展開に着手できるよう、未着手の市町村を中心に県の伴走支援が必要である。</p>

### 3 国の動向

新たなガイドラインの策定に先立ち、令和7年5月に「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の最終とりまとめを公表。その後、新たなガイドライン案を検討するため「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議」を設置。10月27日に新たなガイドラインの骨子(案)が示され、10月30日から11月13日にかけて、骨子案のパブリックコメントを実施。11月27日には、新たなガイドライン(案)を公表し、12月中に、新たなガイドラインの策定を予定。

#### 文部科学省 部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン(案) ～子供たちのスポーツ・文化芸術活動の充実に向けて～ 《ガイドライン(案)の主なポイント》

- ・これまで学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を地域全体で関係者が連携して支えることで、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障。
- ・改革実行期間について、前期(令和8～10年度)と、後期(令和11～13年度)を定める。
- ・休日については、改革実行期間内に、**原則、(公立中学校等の)全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。**
- ・現時点で着手していない地方公共団体においても、**前期の間に確実に休日の地域展開等に着手する。**
- ・平日については、まずは国において実現可能な活動の在り方等を検証する。
- ・国が定めた要件等に基づき、市町村等が地域クラブ活動や指導者の認定を行う仕組みを構築する。
- ・都道府県は、広域自治体として改革に向けたリーダーシップを発揮し、**県全体としての改革方針を示す**と共に、**市町村に対するきめ細かな支援**を行う。また、一つの市区町村では対応が難しく、広域での実施がより効果的・効率的な取組を中心に、地域展開等に向けた**広域的な基盤づくり**を実施する。
- ・主役、当事者となる生徒を第一に考え、生徒等のニーズの把握などにより、生徒のニーズに合った地域クラブ活動の構築や参加促進等を行うことが重要。

## 4 次期埼玉県地域クラブ活動推進計画(令和8年度から令和10年度)の構成案

### 現行計画の構成

#### はじめに

#### I 計画策定の背景

- 1 国の動向
- 2 部活動の地域クラブ活動への移行の必要性

#### II 推進計画

- 1 計画の位置付け
- 2 計画期間
- 3 地域スポーツ・文化芸術環境の方針
- 4 見込まれる効果

#### III 地域クラブ活動の推進に向けた県の取組

- 1 関係者間の連携体制の構築等
- 2 関係団体等との連携
- 3 県民・関係者等の理解促進
- 4 指導者の質の保障と量の確保
- 5 教師等の兼職兼業
- 6 保護者等の負担軽減
- 7 市町村の取組の支援

### 次期計画の構成案

#### はじめに

#### I 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画期間

#### II 地域クラブ活動の推進に関する現状と課題

- 1 地域展開をめぐる県の現状
- 2 国の動向
- 3 地域展開の進捗状況と課題

#### III 計画の基本理念と方針

- 1 基本理念
- 2 基本方針
- 3 取組の方向性
- 4 計画の指標

#### IV 地域クラブ活動の推進に向けた県の取組

※具体的な取組については11ページ参照

#### V 推進体制

#### 参考資料



## 5 次期埼玉県地域クラブ活動推進計画（令和8年度から令和10年度）の骨子案

I-2 計画の位置付け	I-3 計画期間
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 現行の埼玉県地域クラブ活動推進計画は、国のガイドラインにおいて「各都道府県は推進計画の策定等により、中学校の休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行を進める」と示されたことを受け、令和6年3月に策定。計画期間は令和7年度末までとなっている。</li><li>○ 新たな国のガイドラインにおいても、都道府県の役割として「<b>広域自治体として改革に向けたリーダーシップを発揮し、都道府県全体の改革方針を示す</b>」とされたことを踏まえ、策定を行うもの。</li><li>○ 国では、次期改革期間を「改革実行期間」とし、令和8年度から10年度までを「改革実行期間」(前期)、令和11年度から令和13年度までを「改革実行期間」(後期)としており、本計画では、「改革実行期間」(前期)について扱う。</li></ul>	令和8年度～ 令和10年度 (3年間)

### III 計画の基本理念と方針

III-1 基本 理念	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむことのできる機会の確保・充実を図る。</li><li>○ これまで学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を地域全体で関係者が連携して支えることで、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障する。</li><li>○ 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値の創出を目指す。</li><li>○ 障害の有無や運動や文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、活動を希望する全ての生徒が、幅広い選択肢の中から多種多様な活動に参加できる環境を整備する。</li></ul>
III-2 基本 方針	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 国の方針を踏まえ、<b>令和13年度までに、原則、公立中学校等の全ての学校部活動において休日の地域展開の実現を目指し</b>、前期3年間の取組を着実に進める。</li><li>○ 全ての学校部活動の休日の地域展開の実現については、地域の実情等に応じて、できる限り前倒しでの実現を目指す。</li><li>○ 計画期間内においては、<b>全ての市町村が確実に休日の地域展開に着手</b>することを目標とする。</li><li>○ 平日の地域展開は、国における「地方公共団体が実現可能な活動の在り方や課題への対応策」の検証等を注視しつつ、各市町村の実情等に応じた取組を推進する。</li></ul>
III-3 取組の 方向性	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 本計画に基づき、県は、広域自治体としてリーダーシップを発揮して、部活動地域展開の責任主体である各市町村の改革を牽引する。</li><li>○ 県は、市町村やスポーツ・文化芸術団体などの関係団体と連携し、地域クラブ活動を担う実施主体・運営主体の確保など、一つの市町村だけでは対応が難しく、広域での実施がより効果的・効率的な取組を中心に<b>広域的な基盤づくり</b>を実施する。</li><li>○ 県は、各市町村の主体的な取組を促すとともに、市町村ごとの実情に寄り添った<b>きめ細かな支援</b>を行う。</li><li>○ 計画の指標の達成状況や当事者である生徒・保護者の意見等を踏まえ、県の取組に反映していく。</li></ul>
III-4 計画の 指標	<ul style="list-style-type: none"><li>○ <b>1以上の学校部活動の地域展開を実施する市町村数 : 62 (R7年度:29)</b></li><li>※ 県内各62市町村において、公立中学校等の学校部活動のうち、1部活以上が地域展開を実施している状況を示す。</li></ul>

## IV 地域クラブ活動の推進に向けた県の取組

現行計画の柱立て	次期計画の柱立て（案）	主な内容
<b>1 関係者間の連携体制の構築等</b>	<b>1 関係者間のネットワーク構築</b> (1) 関係者間の連携体制の構築 (2) スポーツ・文化芸術団体や大学等との連携 (3) 大会・コンクール等主催団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域クラブ活動推進に向けた関係者ネットワーク会議の設置</li> <li>・県の関係部署、地域スポーツ・文化芸術団体等の代表者からなる協議会の開催</li> <li>・各スポーツ・文化芸術団体や、障害者スポーツ団体・大学等に指導者派遣等の協力依頼</li> </ul>
<b>2 関係団体等との連携</b> (1) スポーツ・文化芸術団体や大学等との連携 (2) 大会等主催団体との連携	<b>2 県民・関係者等の理解促進</b> (1) 地域ミーティング、シンポジウムの開催等 (2) ポスターの掲示、リーフレットの配布等 (3) 機運醸成に向けた各市町村等への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民や関係者等を対象とする地域ミーティングやシンポジウムの開催</li> <li>・県内全小中学校（さいたま市除く）等へのポスターの掲示、リーフレット配布</li> <li>・各市町村の首長及び教育長のリーダーシップのもとでの主体的な取組推進の働きかけ</li> <li>・地域クラブ活動に関する国民の機運醸成に関する国への要望</li> </ul>
<b>3 県民・関係者等の理解促進</b> (1) 地域ミーティング、シンポジウムの開催等 (2) ポスターの掲示、リーフレットの配布等	<b>3 指導者の質の保障と量の確保</b> (1) 指導者向け研修機会等の提供 (2) 指導者人材バンクの拡充等 (3) 教師等の兼職兼業制度の適切な運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係団体等と連携した指導者向け研修等の機会・情報の提供</li> <li>・各市町村における「認定地域クラブ活動指導者」登録制度の導入及び運営支援</li> <li>・「認定地域クラブ活動指導者」登録制度の導入状況を踏まえた指導者人材バンクの在り方見直し</li> <li>・兼職兼業に係る基準や手続き等に関する市町村や県立学校等への周知</li> </ul>
<b>4 指導者の質の保障と量の確保</b> (1) 指導者向け研修機会等の提供 (2) 指導者人材バンク等の周知	<b>4 市町村の取組の支援</b> (1) 市町村の課題を踏まえたきめ細かな支援 (2) 地域との課題共有や多様な団体間で議論を深める場の提供 (3) 県実証事業の成果や好事例等の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村と関係団体との連携をコーディネートするなど市町村の課題解決に向けた伴走支援</li> <li>・各市町村における「地域クラブ活動認定制度」の導入に向けた支援</li> <li>・複数市区町村による広域連携の取組に関する調整</li> <li>・市町村における計画等策定支援</li> <li>・県民や関係者等を対象とする地域ミーティングの開催（再掲）</li> <li>・地域クラブ活動推進に向けた関係者ネットワーク会議の設置（再掲）</li> </ul>
<b>5 教師等の兼職兼業</b>	<b>5 持続可能な運営に向けた費用負担の適正化と支援</b> (1) 学校施設等の有効活用事例に関する周知 (2) 保護者の費用負担の軽減につながる手法の周知 (3) 国に対する生活困窮家庭等への支援の要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設や社会教育施設その他公共施設の有効活用事例に関する市町村への周知</li> <li>・地域クラブ活動に係る保護者負担の軽減につながる手法の市町村への周知</li> <li>・国に対する生活困窮家庭等への支援の要望</li> </ul>
<b>6 保護者等の負担軽減</b> (1) 地域クラブ活動による県立学校施設等の利用に関する支援 (2) 保護者の費用負担の軽減につながる手法の周知 (3) 国に対する生活困窮家庭等への支援の要望	<b>5 持続可能な運営に向けた費用負担の適正化と支援</b> (1) 学校施設等の有効活用事例に関する周知 (2) 保護者の費用負担の軽減につながる手法の周知 (3) 国に対する生活困窮家庭等への支援の要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設や社会教育施設その他公共施設の有効活用事例に関する市町村への周知</li> <li>・地域クラブ活動に係る保護者負担の軽減につながる手法の市町村への周知</li> <li>・国に対する生活困窮家庭等への支援の要望</li> </ul>
<b>7 市町村の取組の支援</b> (1) 県が実施する実証事業等の情報提供 (2) 地域との課題共有や多様な団体間で議論を深める場の提供 (3) 県内市町村や民間クラブ、他県の好事例等の提供 (4) 市町村に対する必要な助言、支援		